

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	環状通エルムトンネル過電流継電器交換業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	株式会社東芝 北海道支社
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
本業務にて交換を行う継電器は、上記業者が設計、製造したものである。本業務を履行するに当たり、構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、交換後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが必要である。 また、責任の所在を明確にしつつ、占有の専門知識、技術が必要であり、本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。	
準拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和 7 年 4 月 23 日